

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 20 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 20 年 6 月 24 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第 53 号 平成 20 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 議案第 54 号 平成 20 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 議案第 55 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 4 議案第 56 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 57 号 有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 6 議案第 58 号 有田川町共同作業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 59 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 8 議案第 60 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 9 議案第 61 号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第 10 議案第 62 号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第 11 議案第 63 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 64 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 65 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 66 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 67 号 有田川町監査委員の選任について
- 日程第 16 議案第 68 号 平成 20 年度 集落林道三瀬川清水線 (第 2 工区) 開設工事の
請負契約について
- 日程第 17 議案第 69 号 平成 20 年度 まちづくり交付金事業 有田川町地域交流センタ
ー機械設備工事の請負契約について
- 日程第 18 議案第 70 号 平成 20 年度 まちづくり交付金事業 有田川町地域交流センタ
ー電気設備工事の請負契約について
- 日程第 19 議案第 71 号 平成 20 年度 公下 第 3 号 天満工区管渠布設工事 (第 3 工区)
の請負契約について
- 日程第 20 議案第 72 号 平成 20 年度 公下 第 8 号 吉備第 4 幹線管渠布設工事 (第 2
工区) の請負契約について

日程第 21 議案第 73 号 平成 20 年度 公下 第 9 号 小島工区管渠布設工事 (第 4 工区)
の請負契約について

日程第 22 選挙第 6 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 23 風力発電設置特別委員の辞任の件

日程第 24 風力発電設置特別委員の選任

日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 26 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 27 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 28 議員派遣の件

2 出席議員は次のとおりである (26 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 ゝ 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

2 番	増 谷 憲	26 番	森 谷 信 哉
-----	-------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	西尾幸治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池 ■ ひろ子

8 議事の経過

開議 10時15分

○議長（橋爪弘典）

ただいまの出席議員は、26名であります。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
また、本日の説明員は、町長ほか21名であります。

…………… 日程第1 議案第53号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、議案第53号、平成20年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第53号について、質疑をさせていただきます。

大きく3つのことについて伺いますが、まず1つは、歳入の13ページです。

公共施設駐車場使用料762万円予算化されております。私が聞いた説明では、職員分360人、教員分270人で、この合計が、1カ月1,000円といたしますから、756万円という計算になります。そうなりますと、あと6万円はどうなるのかということになる訳ですが、この6万円というのは、1,000円で計算しますと5台分に当たると思うんですが、この件に関して町長は、去る2月20日の職員組合との話の中で、駐車場の使用料を取ることにについて「特別職も含めますか」と問われて、「もちろん、当然入ります」というふうにお答えしていますよね。そのことから言いますと、話し合いの中ではそういうふうにとりかたがとられてきたものと考えますと、この5台分については議会が対象となってくるのかどうか、その点改めて確認させていただきたいと思っております。

2つ目に、この駐車場料金について教員からも取ることとなっております。学校の先生がなぜ自家用車で行かなければならないかという合理性があると思うんです。学校に現に公用車がありません。本来、緊急の生徒指導等に備えておかなければならないんですが、また授業時間を確保するために、特にわが町のような山間地を多く抱えている地域では、公共交通機関を利用すると、かなりの時間のロスもでてきて合理性がないと。それからまた、出張先が、家庭訪問などの生徒の家庭を訪問するとなると、公共交通機関ではとても行けないと。いうことから考えますと、公共交通機関での対応が不可能でありますから、自家用車で行かなければならない理由があると思うんですよ。そうなりますと、自家用車を公務用として使用しなければならない側面があるといえます。だから、公的な側面があるという意味で、この分についての徴収についてはどうかなという考えを持っております

が、町長の考えを伺いたいと思います。

それから2つ目、歳出の15ページです。

テレビ共同視聴施設整備事業補助金、今回1,449万円予算化されております。このことについて、1つ目は、1世帯3万5,000円を超える分は町が出しますよというご説明をいただいていると思うんですが、そうなりますと、吉備地区や金屋地区で何世帯超える分の負担が見込まれるのか試算されていますか。2つ目に、3万5,000円を出した根拠ですが、これは国の言ってきた根拠になるのかどうか、ご説明いただきたいと思います。それから3つ目、これで難視聴地域は解消されますかどうか、そのへんの見込みをお伺いしたい。4つ目、NHKとの関わりで、NHKの負担はどうなっているのかというのもご説明いただきたいと思います。

それから、次に3つ目ですが、歳出の19ページです。

観光施設等整備事業1,333万5,000円が組まれています。これは説明でお聞きしますと、楠本地内の国道沿いにバイオトイレを設置するということではありますが、たぶん随意契約を考えられておられると思うんですが、随意契約にする場合、財務規則104条から言いますと、2人以上から見積もりをとってやることになってはいますが、その点どうでしょうか。2つ目に、トイレの維持管理ですが、これはバイオトイレということで、なかなか細かな配慮が必要となってまいります。維持管理については地元ということをお聞きしております。このバイオトイレは水を嫌うし、ティッシュペーパーなどは使えないということで、十分な管理ができるのかどうか、この点をお伺いしたい。3つ目に、この周辺は、トイレだけでなく周辺整備入れて5,000万円の当初の計画があったとお聞きしています。今、財政が大変だという中で、福祉や教育の予算が数千円から削られている中で、この全体の5,000万円の計画でこのまま進めてよいのかどうか問われてまいりますので、その点のご判断もいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず第1点目の駐車場の件ですけれども、議会については、常勤でないということで徴収をいたしません。

それから、先生についてもいろんな事情があると思いますけれども、やっぱり早くみんな了解してくれて、今のところどうしてくれという要望もないし、とにかくみんなで苦しい時代は乗りきるということで、早く協力してくれていると思っていますので、その点ご理解を賜りたいと思っています。

それから、2つ目のデジタル放送の件でありますけれども、NHKについては、すべてNHK持ちでしてくれると聞いています。それと、そのほかについては、個人から3万5,

000円いただいて、オーバーする分については町負担でやろうという計算をしています。その金額については、また詳しいことについては担当課からお答えさせます。

これで難視聴は全部解決するのかということでもありますけれども、すべて解決できると聞いています。

それから、もう1つ、トイレの分ですけれども、今ある、さくらまつりするダム公園からあらぎの里の物産センターまでの間にトイレがないということです。これは、さくらが咲く頃には、実は湖畔へたくさんの方がお出でになるということで、ぜひトイレを設置してほしいということで、国の補助金もいただいて、今回建設することになりました。管理については地元の方々が協力をしてくれると聞いていますので、いろいろ難しい面もあるかと思えますけれども、また地元の人と協議をしながら、管理運営をしていただこうかなと思ってます。そのほかの詳しいことについては、また担当課から答えます。

○議長（橋爪弘典）

学校教育課長、岩本良憲君。

○学校教育課長（岩本良憲）

町長に補足して説明させていただきます。

ただいまの増谷議員さんの、学校の先生が自家用車で行かなければならない合理性があるということでございます。

学校の先生の車につきましては、すべての手続き上、公用車として上司から出張を命じられた場合は、公用車としての手続きということでしてございます。あと、いろんな出張があると思いますが、それぞれ公用車としての出張ということでしてございまして、ただ、人の問題につきましては、町職でございませんで県職になってございますので、県の規定に基づいての出張と、そういう形になってございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

バイオトイレのことに关しまして、お答えさせていただきます。

先ほど、町長の方から国の補助事業というお話がありましたが、訂正させていただきます。県の補助事業でございます。県の観光施設整備事業を適用する予定にしています。

それで、随意契約の件なんです。バイオトイレ、特殊なトイレでございますが、メーカーは数社あるように聞いております。ですので、議員おっしゃられるように、随意契約でやらせていただく予定にしておるんですが、2社以上の見積もりを聴取して実施してまいりたいと思います。

それから、維持管理でございますが、通常は地元の地域の方々をお願いするとしております。ただ、チップの入れ替えとか、そういう特殊な業務については専門の業者に委託を考えております。2年に1回ぐらいでいいという風にお聞きしております。

それから、非常にデリケートなトイレであることはいままでもないんですが、トイレッ

トペーパー以外のいろんな異物が混入するおそれがあるかと思うんですが、それは他のトイレでも同じですので、できるだけ使用モラルをとっていただけるように啓発の張り紙をするなりして、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

増谷議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、テレビ共聴の件ですけれども、1世帯3万5,000円を超える分は町が負担することになっておりまして、吉備・金屋で何世帯ぐらい見込めるかということでございます。今のところ総務省に届出をしていると思われる共聴施設を対象にしております。吉備・金屋で合わせて358世帯となっております。

2番目の3万5,000円の算出した根拠なんですけれども、これは国が算出している金額でございます。デジタル化には一般家庭でも平均3万5,000円程度の負担が要ることになっております。それによって決めています。

3番目、これで難視聴地域は解消されるのかということなんですけれども、今、予算化させていただいているところにつきましては、現在の届出のある共聴施設となっております。今後、デジタル化によって新たな難視聴地域が生じる可能性もあり、県の難視聴地域調査やNHKの受信点の調査を受けて対策を考える必要があると思っております。

それと4番目、NHKとの関わりで、NHKの負担はどうなっているのかということなんですけれども、NHK共聴の場合は、基本的にはNHK2波の区分はNHKが負担してくれます。あと民放の5波につきましては、共聴施設の負担となります。ただ、器具や電送料等もあるので、端数割合によって若干NHKが多く負担してくれるように思っております。費用につきましては、それぞれの共聴施設で条件が異なってくるので把握しておりません。またNHK共聴につきましては、国庫補助の対象外となっております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

1番目のご質疑に補足させていただきます。

5人分程度、6万円の欠落があるやないかということでございます。

内訳を報告させていただきます。

職員360名、教員235名、商工会職員5名、社会福祉協議会職員24名、森林組合職員11名の常勤対象者でございます。合計635名に対しまして1,000円の12カ月分、合計762万円の予算計上でございます。

以上でございます。

(「議長、3つ目の質疑の中の観光施設整備事業で、トイレ設置とほかの部分も考えている計画があるということで、それと今後の見通しということもお聞きしたんですが」と増谷議員、呼ぶ)

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今のところ、具体的に計画は立てておりません。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。再度伺っておきたいと思います。

1番目の駐車場料金の問題ですが、先ほどのご答弁でわかりましたが、このへん職員組合との話し合いの中で取ってもよいとなったら、そのへんあとのフォローはきちっと支援していただきたいと思いますので。

それから教員の場合、教員というのは先ほどご答弁にあったように県職にあたりますね。その関係と、それから教員の車を公用車として使う場合が結構あるということであるならば、なおさら公用車的な性格が強いということを明らかにされたわけですから、私は、いくら快くいただいたとしても、心の中では泣いている方が多いと思いますよ。だから、その辺はやはり配慮すべきだというふうに指摘しておきたいと思います。

それから、バイオトイレの問題なんですが、見積もられるということでご答弁いただいたわけですが。私も資料をいくつか調べているんですが、やっぱりバイオトイレの業者いくつもあるんですね。ただ、遠い業者もありまして、輸送にお金がかかる部分も出てまいりますけども、それを見ますと、やっぱり今回予算化されている額よりもかなり安い額でできるのではないかとというふうに私は認識しておりますので、その点は十分、性能も含めて遜色ない業者ばかりですので、きちっと対応していただきたいなというふうに思います。その点いかがでしょうか。

それから、前後して申しわけないんですけども、テレビの共聴の部分なんですけども、結局3万5,000円は絶対要ってくるわけですね。結局は。その点は、やっぱり光ケーブルで通すことの負担と比べて、そのへんの整合性なんかも問われてくるし、そのへんはどのように見込んでおるのかということをお聞きしておいて質疑を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

整合性の問題ですけど、ブロードバンドというのは特別に引くんじゃなくして、清水地域については、これで対応せざるを得ないという事情があります。とにかく、これはテレビ対応でやるということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

直接、予算的なことではないのですが。

先日18日に、隣町で中学2年生の女子生徒が同じ学校の生徒を刺したと。マスコミ報道によれば、「前から刺そうと思っていた。塾の帰りを待って刺した。そして、家へ帰って母親とまた現場へ戻って行った」と、こういうような報道をしていました。

また、19日には議会もある中で、教育長として、教育委員会の会議もあり、またその後、本町の校長会とかいろいろなかたちで議題になっていると思いますが。

僕の聞いた加害者の報道としたらそんなになっているけど、被害者サイドについては、その事件のあった日に加害者が被害者宅へ訪れて、「誰々ちゃん、いてるけ」と、こういうふうな声をかけた。そのとき対応に出たお母さんが「あ、いてるで。なんど。まあ、入りなよ」と、こういうような会話をしたら、「いや、ちょっと相談あるんで」というようなことで、しくしく泣いている。その被害者も「まあ、入りなよ」と、こう言うたら、「いや悪いけど、ちょっと外で」と。そして、少し時間がたったら、救急車が来て、そんな事故あったという。ただ、あくまでも新聞報道、テレビ・新聞では加害者報道。今度は被害者の方もそう聞いたけど。

やっぱり教育委員会としては、非常に難しい年頃の生徒をいかに教育をしていくか。また、近くでこういう事件があった場合に、どのように認識をして、またどのような対応をしていくのか。町長の考え、また教育委員長、また教育委員会代表の声をお聞きしたい、こう思います。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

お答えいたします。

湯浅町の傷害事件の件でございますが、中学校の2年生、13才の同級生が起こした事件でございます。今のところ、テレビ報道、あるいは新聞報道で伝えられたことしかわかりませんが、事実がわかってきております。

6月18日に、8時30分頃の出来事だと新聞報道ではあります。刺した生徒は、以前からその相手をよく思っていなかったという報道もされております。そして今、刺した女生徒は、児童相談所の方で警察の調べを受けておるところでございます。刺された生徒は、病院で今、治療中でございます。そういうことで、警察の捜査、あるいは町独自の調査を進めているという報告はいただいています。それ例外のことは、ちょっと私ども情報の入手はしておりません。

本町の対応といたしましては、翌19日の11時から臨時校長会を開きまして、諸注意、

そしてまた文書を配布させていただきました。その後、午後から全校集会をするという中学校もありましたので、私と次長の2人で回らせていただきました。校長の話を神妙に、慎重に聞いていた、そういうことがございました。まあ、そういう事実がございます。

以上、それ以外の報道といいますのは、これはまだ湯浅町へ問い合わせしても、なかなか事実を話していただけないという状況でございます。もう少し待っていただければ、捜査の結果が出てこようかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員さんにお答えをしたいと思います。

本当に、先日の18日、湯浅の件、非常に起こってはならないようなことで、非常に悲しい事件だと思います。今、全国でいいますと、ほとんど毎日のように、こういう事件が起こっています。なぜ一番人間として大事にしなければいけない命というのを、あまりにも粗末にする傾向があるのかなということで、幸い当町にはそういう事件がありませんけれども、いつ起こっても不思議でないような状況におかれているのかなと思っています。

こういうことについては、教育委員会と今後十分話をつめて、もっと命を大事にするような教育等々を取り入れていってもらえるように、これからも指導していきたいなと思えます。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

非常に難しい今の時代であると思えます。事件発生して、すぐ対応もしてると思いますが、できるだけ正確な情報をつかんで、できるだけきちとしたかたちの中で取り組んでいってほしい。また、教育委員会だけでなく、町長としても、できるだけ青少年の健全な育成のために取り組んでいただきたいことを希望して、質疑を終わります。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑がなしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第2 議案第54号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、議案第54号、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

討論をなしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第3 議案第55号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、議案第55号、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第4 議案第56号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、議案第56号、平成20年度有田川町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第57号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議案第57号、有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第58号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、議案第58号、有田川町共同作業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第59号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第59号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第60号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、議案第60号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第60号について、質疑をさせていただきます。

今回の税の改正によりまして、町の方で、担当課で試算している資料でなりますと、改正前の率と比べて引き上がるかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

税務課長、赤井康彦君。

○税務課長（赤井康彦）

お答えさせていただきます。

前に示させていただきました例につきましては、実際には各個人の所得等によって算定されることとなりますが、例えば、単純に、この例のとおりであればということで、参考に算出しています。率については、この表のとおりであります。

以上です。

（「だから、引き上がるかどうか。旧税と今回の改正との差で引き上がるかどうか確認してほしいんですけど。その試算では。引き上がるかどうか。モデルケースで試算して、旧と新との。出てると思うんですけど」と増谷議員、呼ぶ）

○税務課長（赤井康彦）

19年と比べて引き上がるということですか。

（「引き上がるということがあるわけですね、19年度に比べたら」と増谷議員、呼ぶ）

○税務課長（赤井康彦）

この例のとおりで一部については下がる場所もある、医療費分については下がる場所もあるんですけども、最終的には医療費と支援金分というかたちになりますので、率としては上がるということになります。

以上です。

（「わかりました」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第60号、国保税条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

今回の改正は、これまでの国保税条例を算定する応能割、応益割の率と金額を変更するものであり、後期高齢者医療制度にふりむける支援金分が新たに導入されました。これで40歳から74歳までの方は介護保険の分も入りますから、負担増は避けられません。

旧税の計算方式と比べると、所得割は、これまでの国保分だけで見ると率を下げているのですが、支援金を入れますと増えることになります。資産割は、国保分だけでは率を下げているのですが、これも支援金分を入れますと、以前と変わらない率になります。均等割は、これまでの国保分より2,700円のアップ、支援金で新たに6,900円増えます。平等割は、これまでの国保分より1,200円のアップ、支援金で新たに7,800円増えることになりました。これで、町の示したモデルケースでも5,800円から5万5,470円の間で負担増になっています。

私も、よくある8つのモデルケースを想定して担当課で国保税額を試算してもらいますと、約6万円から11万円までの負担増となってしまいます。さらに一定の所得のある方は、医療費が3割負担増や年金から国保税を天引きすることにもなっています。国保税の被保険者は、自営業者などや年金生活者が多いので、負担するにも限度があります。

よく医療費が増えるからと言われますが、まさにそういう意味では、国保法にも明記されている社会保障の立場から、国が以前のように国庫負担を45%まで回復する

だけでも大幅に改善されることとなります。自治体の使命は、町民の命と暮らしを守ることに注がなければならないとなっています。

よって、国や県・町の支援策で負担増を抑える立場から、今回の税条例の引き上げに反対して討論といたします。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第61号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、議案第61号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり廃止することに決定しました。

…………… 日程第 10 議案第 62 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 10、議案第 62 号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり廃止することに決定しました。

…………… 日程第 11 議案第 63 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 11、議案第 63 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

…………… 日程第 1 2 議案第 6 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 2、議案第 6 4 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

…………… 日程第 1 3 議案第 6 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 3、議案第 6 5 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

…………… 日程第 1 4 議案第 6 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 4、議案第 6 6 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

…………… 日程第 1 5 議案第 6 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 5、議案第 6 7 号、有田川町監査委員の選任についてを議題とします。
地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、亀井次男君の退場をお願いします。

〔亀井次男君、退場〕

○議長（橋爪弘典）

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は同意することに決定しました。
しばらく休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
休憩 10時54分

再開 11時09分
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

…………… 日程第16 議案第68号 ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

日程第16、議案第68号、平成20年度集落林道三瀬川清水線第2工区開設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

ちょっとお聞きします。

まず、ここからの議案は、請負業者の議案が続くと思うんですけども。5つですね。この請負業者の議案は、たいへん僕、地道にやってくれてると思うんですわ。その証拠に、下水関係と交流センター関係は、比率的にも、我が町が出した最低価格の値段で何社か集まってバッチィングして抽選したと。その証拠に、比率は78、76、74、75、74、たいへん低い入札。本年、ただいま県の方からの条例によりますと、90%以上は、ある程度、談合として等しいという見解が出てると思うんですわ。だから、この件については、誠に誇るべき入札だと思います。何でこんな低い比率になったかというのと、要するに、78の場合でも5業者、76の場合でも6業者、74でも9業者、75の場合でも7業者とか、そういう業者数が多い。最低線ですね。

ところが、僕が一番注目していた、この三瀬川清水線。これの入札価格を見ると93%。お手元に入札した各業者の価格を議員さんが持たれていると思うんですけども。こういう、何でこの最低価格でやるかということを見ると、最低価格をよるここの業者を見ますと、皆応じてると、最終価格で。ということは、談合なしで正々堂々と下の価格で勝負をしてるということは、これを見る限り明らかですね。だから、何でこれだけが93%の高額になったかと言いますと、6社、この中に指名業者は6社。まず、日さく、タニガキ建工、紀東工営、ほいて有紀地質、武田、株式会社中島興業、こう6社ありますね。これはもう議案上に載っているとおり、この業者なんです。まず、6業者で、これは、わしとこは正々堂々といくんやということになれば、この最低価格が1億3,560万。この今、先に並べた下水関係とか、それが最低線へ入っている業者であれば、この金額は、有田川町は最低価格ですよって今表示してますね。その金額は1億3,560万。それと入札価格、落札価格が1億7,300万。この差は、最低価格と最高価格の差は3,340万。この3,340万というのは、サラリーマンが稼ごうと思ったら何年かかりますか。

今まで有田川町は、吉原の池のことでも、町長が骨折って、土をなるべくただで安くあがるようにして、1,000万から2,000万あげてます。また、住民福祉が骨折ってごみを入札にしようやないかということで、一生懸命にやって3,000万ほどの利益もあげてます。片方、これは決して談合とは言いません。ただ、これは馴れ合いでないと、この数字は出ません、はっきり言うて。わえとこ、町が出している一番下の単価でいくんやということで入札したら、この結果になります。七十何%の結果でやっています、皆。これだけが93っていうことは、明らかに何らかのポイントがあって、こういう数字にあがってきたと。せっかく、みんな議員さんが一生懸命になって、無駄をなくそう、こういう景気の悪いときに、何とかしよう、何とかせんといかんということで、今言うたように骨折ってもらってながら、こういうことでね、1つの工事で3,000万も町の税金、町の税金じゃない、方々の税金、皆の税金です、これね。失われていると。この件に対しては、いかなもんかということで、まず、この件に対しての費用。

それと、今言うてる、この三瀬川線に6社が入っています。現実には、これは当局には関係のないことですが、日さくって、これは大きな会社です。我々、僕もこういう担当の会社とは何度も折衝してますが。これは、たいへん大きな信用のおける業者なんですけども。この日さくが、うちのこの入札の前の日に県から指名停止くらっています。しかし、資格審査委員会がやる時には指名停止くらっていません。これは、僕は責めてません。ただ、人間的に。今、日さくの方へ電話させてもらって、「有田川町の議員ですが、今回、うちの入札に参加してくれていますけども、あんたところは、この日にもう既に停止になっていますね」と。「それでしたら、せめて有田川町へ「うちの不備から、停止になっているのに、入札へ参加したことをお詫びします」ぐらいの一言の電話をしたらどうですか」ということで、営業所へ今、電話しました。それは、この業界における常識問題だからです。指名停止くらっているのに、強引に入札へ参加する業者は、ほとんどありません。これはもう、執行部の皆様をご存じだと思います。そのときには、「うちの会社は辞退します」と、「こういう結果で指名停止くらいましたんで、辞退させてもらいます」というのは常識なんです。だから、これは別に行政側のミスでどうやのこうやのと僕は言うつもりはありません。ただ、こういう業者が入っている業者やから、この数字が出てくる可能性が多いんです、こういうでたらめな業者は。このときに同じようにライト工業、日特、全部指名停止くらっています。この業者は、この入札へは指名停止くらっていますんで入れませんということで辞退した。それは当たり前のことです。そやないと、行政へ迷惑かかるでしょう。

だから、それはそれでええとしてでも、今回のこの6つの入札の中で、これは行政のミスやということ、明らかに1個あります。というのは、今回の入札の中で、和歌山県下へ支店を持ち、支所を持ち、その支所と有田川町は契約を交わせるような状態で、大阪との契約じゃなしに、その支店と、営業所長との間で、有田川町は契約を交わさなければ今回から入札へ入れませんということで、2～3の業者はそのとおりに蹴っています。それはしきたりでいいんです。2～3の業者は蹴れば当然です。有田川町の定款やから。営業所

を持っていなかったら、それへ入れません。入札へ入れませんということで正々堂々と打ち出せるんだから。それはいいです。ところが、今言うた、その自堕落な日さくが、大阪です、営業所は。当然、さっき言われたように営業所を持っていない業者は指名へ入れませんというのに、なぜこの日さくが入るんですか、ここへ。悪く考えれば、「これ、ほいや誰ぞ強引に入れたんか、入れやん業者やないか、どないなってるんよ」と言うてるんでわ、はっきり言うたら。これが、ここだけと違います。この件について注目してるのは、和歌山県全部の業界が注目しています。はなから、おかしいん違うんかと。6社設定でやって、入ってはいけない業者も入っていると。まあ、はっきり言うたら、「できレースやってるん違うんか」と僕言われたんです。「有田川町は、そういうことは一切していません。正々堂々と入札しています」「ほいや、この件についたら、議員としてあんたはどない意見を求めるんな」って、ある人物から2〜3電話あって、「釈明せえ」ということなんです。有田川町が「入れたらいけません、こうします」って言うて今回省いといて、この件だけは目に見えようということはないでしょう、法的にも。

だから、そういうことをしてる上へ、この入札価格でしょう。93%。これはもう大きな声で言わんでも、小さな声でも言わんと、同じことでしょう。93%以上の落札額がありませんか。予定価格、設計価格があつて、予定価格があつて、最低価格が1億3,000……、3,400万というお金はパーですよ、これ。このまま認めればやで。すなわち、すべてこの業者が6社で話しせん限り、こういう高率な入札価格では入札しません。誰がします。こんなもん最低って決めた1億3,500万でやれる工事を、なんで、それやったら1億5,000万で入れよらよと、それはもう業者の馴れ合いでしょう。1億5,000万で入れたら十分落ちるんでしょ。1億7,000万、1億6,000万でも十分この工事落ちるんでしょ。そやないと、93%でなしに、設定価格から比率して最低価格まで比率したら、まだ比率が上がりますよ、95か96になりますよ。だから、そういうことを外部から、内部だけやったらいいですよ、地元の業者どうのこうのって言うて、皆、地元地元って言うてるのに。地元でしたらね、皆さん知っているように、ある程度、こう横向いてたらええんやから。これは、はなから工作的な、人道で、ね、その入札する指定管理の人らが検討していれば、こういうくだらん業者は入っていません。はっきり言うたら。これはもう、町長自身は関係ないことですからね。一応、査定するのは資格審査委員会。

だから、一番聞きたいのは、まず最初に、この日さくを、入れたらあかん日さくを、わざわざ誰がどういうふうな番組でこれを連れてきたか。これを一番最初に、先に担当課長並びに総務課なりに、この返答をお伺いしたい。まず最初に。それからのまた話にします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんにお答えします。

また詳しいことは後で担当課から説明はさせます。

今ご指摘のあった三瀬川の落札率93%。実は今、設計価格と最低価格を、去年度の中盤から、もう両方出そうということを出しています。町内でも93%とか94%で落札してる工事はたくさんありまして、僕はこの93%が果たして談合の結果であろうとか、そういうことは一切思っていない。

それと、この前の公共下水とか交流センターの件については、とにかくもう県内の業者がたくさんあれば、やってあげたらええん違うかと。これ条例でも何も定めてはないのですが、県内に事務所を置いて、例えば和歌山に置いて、そしたら和歌山の所長と契約できるということ。とにかく、そうした多くの工事、参加してくれるような工事については、県内の業者を指名したらええん違うかということ、そうさせてもらいました。今後もその方向で行こうと思っています。

この工事についても、そういうことで九十何%が談合の結果やとか、僕は一切思っていない。町内の工事も、93とか94とか落ちている工事もたくさんありまして。まあ、とにかく僕は地元最優先ということで、今までいろんな工夫の中で考えてきました。これからも、議員ご承知のとおり、公平性から言えば一般競争入札、これが一番ふさわしいという国の指導もありますけれども、やっぱり地域の土建業者さんの方もですね、僕は一企業やと考えています。そういった意味で、今までずっと指名競争ということやってきました。今後、指名のあり方についても、我々もここまでご指摘いただいたら考えていかなあかんの違うかなということで、これから検討に入りますけれども、とにかく私は、やっぱり地元の業者も一企業と考えていますんで、そこらへんもご理解を願いたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

お答えをいたします。

ご指摘いただきました株式会社日さく西日本支社の指名のことをございます。

議員ご存じのとおり、県内でも削井工の認定業者がございます、今回提案させていただいております工種のアンカー工法での実績はあまりありません。それで、削井工の業者を調べたところ8社ございましたが、そのうち、議員も言われましたとおり3社が指名停止状況でありました。それで、いろいろと議論する中で、大阪も含めて調べたところ、大阪にもかなりの業者がありますが、ほとんどが土質調査ボーリング、あるいは温泉調査、あるいは水の取水井戸等の調査がほとんどで、こういうアンカー工法についての業者が少ない状況でありました。そこで、その中でも、削井工の資格があり、1,000点を越える総合点数がありましたので、この日さく西日本支社を指名したところをございます。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

課長、的がはずれてませんか。

あんたも資格審査委員会の一員ですね。資格審査委員会では、和歌山県へ営業所を置いていない業者は、営業所を置いていても、その営業所の所長と契約結ばれやん業者は、これから入札指名へは入れませんということで何社か断りましたね。いや、あんた、資格審査委員会、何社か断られた業者あるでしょう。「なぜ、ほいや、うちは今まで一生懸命に営業して、こんかいやって、最初の1回目から全部指名へ入っている。今回だけ、なんで、どういう理由ではずされたのか、私どもの会社としてはわかりません。落ち度があれば私に教えてください」ということで、お聞きに上がったわけです。そのときは、「あんたとこの実績もよくわかります」と、「あんたとこの営業成績もよくわかります」と。「ただ、今回からは和歌山県へ事務所を置いて……」ここですよ。「和歌山県へ事務所を置いて、その事務所の所長と有田川町が契約なされねばならんというふうな決めになりましたんで、あんたところは和歌山県へ事務所はありますけども、和歌山の事務所の責任者と契約できやなんで、一応はずしました」ということですよ。間違いないですね。間違いないですね。そういうことですね。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

今の件につきましては、下水道関係の事業の件でしょうか。

（「ちょっと待ってください。僕、日さくのこと言うてるんですよ。日さくが……」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 11時30分

再開 11時31分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開します。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

僕は、その業者を連れて、ある場所へ行って、「この業者はどうやったんなど、明確に指名してやってくれ」その業者は僕いっことも関係ないですよ。「ほいや、どういうことな、こんかいまでもやってんの、どういうことな」と言うたら、今回の規定から、あんたらが決めたんでしょう。資格審査委員会の委員が、あんたらがこう決めたんでしょう。この件につかれたら、この件を逃がして、この件やさげ、ここへここはこうやと。そんな卑怯な

ことないでしょう。あんたらが決めた証拠に、その業者は県内で契約できないのだから、省きますと、はっきり言うたでしょう。何やったら、その業者、僕は親交がないですけど、連れてきて、「どういう理由ではずされたましたか」と聞きましょうか。今からでも電話で答弁させましょうか。そうじゃないでしょう。

だから、この日さくを入れるときに、なんでその審査委員会が「おい、これちょっと待てよ。和歌山へ営業所を持ってないんやろ。これ、ほかの業者、営業所の関係ではずしたやろ」と言う人がまったくなし。それとも、審査委員会はしてないんか。してるでしょう。そら、公共事業やさかい、何億というお金が動くんやから。現実に関まで一から十まで入った業者は、その理由ではずされたことは事実ですね、課長。その業者は、はずされたことは事実ですね。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

それはこの工事ではないが、全体の委員会の中でもそういう議論があったことは事実です。（「事実ですね」と殿井議員、呼ぶ）

○建設課長（中西一雄）

はい。ただ、業者が非常に多い状況の中での話です。

今回、うちのこの事業につきましては、非常に少ない現状がありましたので、ということ。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

少ないって、通りません。あんたら、もっと勉強しなさい。

少ない業者を多くまんべんなく入札してるのは、下水のこの3本です。下水の業者なんぼありますか、ここに。各業者、各3カ所へ入って、どれほど間引いているんですよ。少ないことはないです。多いこともないです。

僕はこの前、建設委員会のとこで、清水の行政局の課長に、こう尋ねました。「課長、この6社以外に……」、テープもありますよ、これ、ね、局長。テープありますね。「6社以外に、まだうちへ営業かかって、入れられる業者はこの6社以外にもうないですか」と聞きました。ほいたら、清水の行政局の課長は「いや、まだあります」と。その答えは、建設委員会の参加した議員先生方はすべて聞いていますね。聞いてますし、テープもありますね。だから、今、課長が言われた答弁で、「この業者がないんで、苦しいさけ入れてはならない日さくさんをわざわざ持ってきたんや」と。——いや、そう言いましたやん。6社しかないんで。ほんまにないんやったらそれでええ。僕は、その道の、ある程度ノウハウわかってる人間です。なるほど、言うてる日とくも指名停止になっています。

だから、なんでこういうくどいことを質問するかというと、僕は談合と決して言うてま

せん。これを「あいみつ」と言うんですわ、談合じゃなしに。我々議員の中にでも敵味方あります。気に入った人間さえ指名してもらえば、我がらの意見通るでしょう。この議員生活でもそうでしょう。気に入りましたよ、気に入りませんよって。そら、みんな僕は気に入ってますけどね。中に1人ぐらいありますけど、気に入らん。気に入った者ばかり業者を寄せたら、このパーセントが出てきますということをお願いなんです。談合やどやのと言うてない。その証拠に93って。3,000万ってひとくりに言いますが、3,000万の金額をこの町がしぼり出すのに、議員削減、何削減、やれ何やって言うても、3,000万っていう金額は、そう出ませんよ。

だから、資格審査委員会である程度、この現実に七十何%であとの5つが落ちてるんやから、これは構成がうまいことって話し合いをできやん、ほいやけど、気に入った者ばかり6人寄せたら、こんな比率になるでしょう。これ1人か2人、「いや、わしゃかまへんさけ、町が1億3,500万最低金額を出してるんやったら、わしゃ最低へいくんや」っていうたら、こういう金額には絶対になりません。それはもう、皆さんが承知の上。だから、これやさかいどうせえと言うん違う。地元育成に、地元の業者とか地元の関係の工事者があれば、それはこれに準じた数字はなんぼも出ています。現実に1月の12日に何十っていう業者が入ってきて、この議会を通過せんでもええ、議会承認のいらん工事はすべて90より上へ上がっていますわ。そんなことは議員誰一人言いませんやん。町長が今説明された、これ以外に九十何%がありますっていうことは、それはすべて地元の業者が一生懸命やってることやから、我々そこまでしません。だから、こういう工作をしたあとの93%やから突いてるんです。

だから、指名審査委員会でこういうことのないように、もう一度この議案を。このままこの議案を通せば、有田川町自身がこういう結果を素通りにさすという世論は絶対に出てきます。この議会はどうなるかということは、ものすごい皆、関心持っています。また、議員職とか、それ以外のその道のプロも関心持っています。だから、そこらをよう考慮して、課長に、もう少し勉強してもらって、そういう入れて悪い業者をなんで入れたんなどということが。業者名が足らなんだって、これ3社以上か4社以上やったら入札できますね、課長。できますね。別にわざわざ大阪から入れてはならん、指名停止くらっている、現実に今くらっていますね、指名停止。それはあんたらの責任違いますよ。それは県からの指示で11日の発行で12日から指名停止ということですから。そういう自堕落な業者、本来ならその業者から辞退してくるのが当たり前です。だから、少ないからこの業者入れました。それで、なおかつ、くどいようですけども、くどく言わんと、こういうことまた起きますので。くどいようですけど、なおかつ、入れないで有田川町の定款に当てはまらん、県内の営業所長と契約できない業者は省きましょうと言うてるのに、なんでこれだけを入れたかという理由はどうですかと聞いたら、「少なかったさかい」。ほな、少なかったら、入れたら悪い業者入れるんですか、皆。もっと明確に。これは資格審査委員会ですか。指名委員会ですね。もうちょっと明確にこの業者に対して入れたかどうかという、どうい

わけに入れなくてはならなかったかという答弁を。

それともう1個、武田基礎。これ、この業者を設定するのに誰かが資料を持ち寄って、「この業者で、この業者で、この業者でいこらよ、この6業者しかないっていうんでね、ほかに業者あるけども、これでいこらよ」っていうことで、どういうふうな関係で、この武田なんか入りましたか。武田は、さっきからもう皆に言うてるように、特定持っていない業者ですよ。「特定持ってなかったもこの工事やれるやないか」って、それは言うてましたけども。特定持ってなかったら、1億7,000万の工事はできません。建設は4,500万以上、特定持ってなかったもいけます。だから、土木工事は3,000万以上。完全にこれクリアできませんよ、はっきり言うて。クリアできるつもりで入れました、そらそう言わなんだら、「入れられませんでしたが、ちょっと私の意見で無理やり入れました」これは言えませんね。だから、明確にあんた課長として、この担当の課長として、あんたじゃないんですが、これ、清水の課長が答弁させてもらったら一番ええんやけど、清水の課長は残念ながらここへは入って来やれません。その代行であんたやったら、これだけのノウハウ持ってるはずやさけ、どういう設定のもとで、どういうもとでクリアして、どういうふうにしてこの6社に決まりましたっていう徹底的な答弁もらわんと、これは不同意になりますよ、僕は。裁判にかけてでもがんばります。その答弁は、あいまいな答弁じゃなしに、しっかりした答弁をしてください。

○議長（橋爪弘典）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

答弁をさせていただきます。

先ほど、町長からの答弁にありましたけども、地元優先、町長もときあるごとにそういうことを申しております。資格審査委員会においても、そういうことを念頭において、一応、県内業者ということ優先的に考えてやっております。

今回の指名については、行政のミスがあったんじゃないかということでございますけども、これについては、先ほど建設課長からも説明ございましたけども、県内業者にない場合は県外業者にも及ぶと、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

それから、入札資格審査会ですね、これについてもいろいろと慎重に審議していますし、その……

（「県内業者にない、県内にこの杭の工事をやれる業者はないっていうことを言いましたね、今あなた。ないから大阪のその業者へ。県内業者ありませんか。」と殿井議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

いや、その場合、あのね……

（「いやいや、今、そう言いませんでしたか。県内業者がないから、県外業者のこの1社を入れましたと言いませんか。県内業者はないですか」と殿井議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

お答えします。

資格審査会の委員の中で、そういう県内業者があるかないかということ審査しました。その中で、専門的な実績のある業者ということになれば、指名停止のかかっている業者も3社ございました。そういう中で、「ほいやどこに」ということになったら、県外の業者に及んだと、こういうことでございます。

この入札審査会、これもものすごく神経を集中して審査をしてるわけです。ほいで、たいへん難しい面もございます。そして、今後、指名入札全般について、どうしていけばいいかということ、これについても、もう少し検討せないかんと思うんですよ。

（「そういうことですね」と殿井議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

はい。まあ、そこらへんも一応検討課題とさせていただいて、今後決めていきたい、このように思っています。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井君。

質疑は、あと1回にしてください。

（「そなん、質疑とめること。これしてもかめへんの違うん」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

会議規則によって3回ということになってございますので、もう1回だけやってください。

○14番（殿井 堯）

もう議長がそう言われるんなら、ええんやけどね。

ただ、僕の言いたいのは、こういう招きをするんでしたら、僕が一番最初に一般質問したように、地元業者でできやんのかと。

この三瀬川の件も、なんで清水が、池がカラカラになっている土木業者が9つも8つもあるのに、なんで、わざわざいかがわしい、こういう組み方をせないかんのかと。特定を持っていけば、法的に清水業者の9社ができるん違いますか、これは。そういうふう一般質問しませんでしたか。なるべくなら、清水業者へ落としてあげたら。清水業者はなるほど、特定は持っているけど、掘削工事は持っていません。でも、掘削工事持っていなくても特定を持っていけば、地元業者の入札でできませんか。なんとか地元へ力貸してやってくれませんか、この工事発注する何年前から僕は言い続けてきてるんです。特殊事業じゃなしに、杭工事じゃなしに、できるでしょう、現実に、特定持っていたら。3,000万以上、工事すべてできるでしょう。

だから、僕が言いたいのは、一般質問を聞いてくださいよ。「なんで、地元業者へこの仕事を落としてあげられなんだか」というふうになって、「地元業者では落としてられん、このとおりやってくれ」とやったざまは、この落とし率93%。「地元業者はできません。これは、掘削工事、アンカー工事ですから、アンカー工事でないといけません」というん

でしたらね、当然、そらアンカー工事いかなんでしょう。今まで、ほいやどうでしたか。旧吉備、旧金屋、旧清水、こういう工事があったら、全部アンカー工事へ回しましたか。金額が大きければAクラスでやれたん違いますか。

有田川町で今、旧吉備町でもようさんあります、アンカー工事。これすべてアンカー屋さんがやったん違いますか。現実に行いましょう。まず、愛宕山。これは皆ご存じですね。これはアンカー工事ですね。上から下までアンカー工事ですね。入札した業者は、アンカーの免許を持っていません。地元の業者です。それなのに、そら県と町と違うって言うたらわかりますよ。ほやけど、県も地元へということで、地元の業者へ落として、ほいて下へ入れているのは有紀地質——アンカー工事屋です。落としてるのは普通のA一般の業者です。こういう仕組みにしてあげたら、別に地元業者でやれるんですよ、この工事。なんで、わざわざ横曲げて、変な結果になるような業者を入れるのか。それだけを言うて、もう終わります。

議長ね、そら、議長権限があります。「それでとめておいてください」ということは、議員に議論をするなということですよ。一般質問は、時間出して3回までという規定があります。議場では、あんたの言うことは1番でしょう。でも、議員に対して、議員が一生懸命追求してることに「置いといてくださいよ」ということは、「あんた、こういうことをあまり言うなよ」ということで取りますよ。それでいいんですか、議長。

○議長（橋爪弘典）

3回で、もう十分意は伝わってございます。

○14番（殿井 堯）

いや、言うてません。まだまあ、ようさんあります。ほいやけど、もうやめます。あんたがそこまで言うんやったら。権限が議長にそこまであるかどうかを、もう一度、局長、しっかり調べといてください。

以上で終わります。

○議長（橋爪弘典）

明確な答弁をして……

（「答弁、要りません」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ございませんか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

ちょっと関連して、今の話の中で、3点あったと思うんやけど。

1点目は、入札価格が高率であると。この原因の中に、指名審査委員会が、いろいろ疑問の持たれるというのか、町民の中でも持たれる。ただ、公正・公平なかたちの中できちっと取り組んでいくのと、地元業者育成のためにも、ちょっと相反する点があっても、できるだけ地元業者の育成に指名に取り組んでいただきたい。こういうことやったと思うん

で、その点の確認が1点と。

もう1点、質問の中でちょっと聞き捨てならんというのかな。この日さく工業西日本というところが指名停止になってる、このところが指名されていると。こういうことを今こう聞いたんで、その点について、なぜ指名停止に。まあ、入札の前日か、当日だったんか。ただ、そのときに指名停止になってたんが入っているというもんが、やっぱり公正・公平の中から考えてもちょっとおかしいなど、こう思う。

もう1点が、県内に営業所がなければ指名できないという委員の話やし、執行部の方ができるだけ県内に営業所があれば指名へ入れようよということで、町長が指示したと。もし、町内になかって、今度はまた県内にないときやったら、県外から今度は入ったという話やったんで。その点だけ、やっぱり公正・公平という問題を疑念の持たれないように審査委員会としてもがんばっていただきたい。

先ほど、そういう指名停止のこの話が途中でちょっと消えていたんで、そういう何が入ったまま入札をかけたのかという点と、もう1点がそういう県内の営業所なければ指名しないのか、県外もするのかと、その3点お願いします。

○議長（橋爪弘典）

副町長、山崎博司君。

明確に答弁をしてください。

○副町長（山崎博司）

お答えします。

委員会の存在とその疑念ということでございます。

これについては、疑念の持たれない、また慎重にやっていきたい、このように思っております。

それから、日さくが指名停止という話でございます。

これについて、私も議員からお話があって、早速調べたわけでございますが、当町の審査会は5月21日に行っております。それから入札通知は5月26日に行いました。入札は6月12日でございます。これは、うちの一連の流れでございますけれども。県の知事の決裁が下りたのは、6月11日と前日だそうです。それで、私どもがホームページで確認できたのは、6月の19日ということで、更新を確認してございます。それで、知事決裁が6月11日であるので、それ以降に業者の方へ通知が届いているものと、このように思っております。それで私どもの入札に関しては、そこまで知り得なかったという事情でございます。

それから、県内営業所のかたちでございます。

従来から地元業者優先ということで、できるだけ県内に営業所のある営業活動、また実績のある業者については指名の案に上がってきておりますし、尊重しております。今回の、疑念を持たれることのないようにというお話でありますし、県内に業者がなかった場合には、県外にも及んだと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

議事進行で、ちょっと時間取らせていただく予定になってるので、もう食事前ですけど、やってええんですか。やるんやったら、何時でもやるさけ。

○議長（橋爪弘典）

それでは、しばらく休憩します。

午後1時、再開をいたします。

~~~~~

休憩 11時55分

再開 12時59分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

午前中に引き続いて、議案第68号の審議を続行いたします。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

一般質問と違いまして、議案については、私情また自分の主観を交えてやることは、これは許されておられません。私も一人間でございます。町長初め執行部の方々のお顔を見るとき、議員というのは本当に別の立場で、情は情、非情は非情として、割り切らざるを得ない立場を自分自身も深く胸に突き刺すものがございます。ただ、我々は住民から負託されておりますとおり、すべての議案については、住民の立場に立って、公正かつ正義が実現できるように努力するのは議員の務めであるという職責に基づいて、今から具体的な本問題についての質疑を行いたいと思います。

私、端的にお伺いいたしますが、公共事業とは何か。執行部はどういうふうを受けておられるのか、この点。

それと、これは民法第632条によって決められておるんでございますが、いわゆる私的行為でありましても、公的行為でありましても、契約というのは2人以上の当事者があって、お互いが双方の利益に基づいて、それを行使するというふうに、今申し上げました基本が632条によって決められております。公共団体の場合は、当然我々は地方自治体でございますので、地方自治法234条の、それから121条の2に、これを根拠にしてこの契約を具体化していくわけでございます。

231の4におきましては、売買貸借、請負等が規定されておまして、町長もご答弁にありましたように、その方法は、本来は一般競争入札。これはもう一番、多方面にわたって公正。例えば、アメリカなんかは、建設会社というもんが持ちませんでして、すべて

の入札は、鉄が要る、そのほかの資材が要る、またその技術を持っている、そういうところがより集まって合衆国、また州が、また自治体が発案する工事についての対応をやりまして、すべては一般競争入札になっておるわけでございます。ただ、わが国の場合は、いろいろの状況が勘案せられまして、いわゆる指名競争入札も自治法234の1において規定せられておるわけでございます。ただ、指名競争入札は、一般と異なりまして、これはもう釈迦に説法でございますが、建設業の場合は建設業法にのっとり、一般と特定業種に分かれていくわけでございます。そしてですね、もう1つは、公共事業の特色とは同じように議会もその権限を持っている。いわゆる121条の2でございます。自治体の場合はですね、5,000万円以上は必ず議会の議決がなかった場合には、専決権を持っております長の提案についてでも、議会が同意しない限りは成立しない。この点について、まず明確に改めてご答弁を願っておきたいと思っております。

次に、平成12年に制定され、平成15年の3月に大幅改訂された入札契約適正化法が決定されました。これはもう、ご案内のとおり、ともすれば指名競争入札によって、官もからんで多くの忌々しい、和歌山県でも発生しました県ぐるみの談合が行われてきた。これを防止するために制定されたのは、この法律でございます。それには、先ほども申し上げました、一般的に入札する工事と、特定業者じゃなかったらできない業種をわけております。

ここで質問いたしたいんでございますが。特定業につきましては、この前の19日の議会でも、全員協議会の中で研究、意見交換をやらしていただいたんでございますが。3つの基本原則と諸々の条件がこの条約の中に付議されております。例えば、先ほど、殿井議員もいろいろご質問されたんでございますが、この中の要件の3番目といたしまして、一定の欠格要件に該当しない、この中の10項目あげられておるわけでございますが、6項目目に、営業を禁止されその禁止の期間が経過しないもの、これははっきりと明記されておるわけでございます。行政は住民の利益を守るために、絶えず片時も休まず、諸々の起こる情報を的確に判断して。それは通達あるとかないの問題じゃなしにですね、現として法治国家で法律は存在し、またそれを町条例において地方自治体も地方自治法に基づいて遂行される中で、この点については、知っているとか知らんとかいう言葉は通用いたしません。これは勝手に答弁するだけのことでですね。法律とは、たいへん別の面では冷たいものであります。条文が規定されておる限りは、それに違反することは許されない。違反しないために、今私も申し上げましたとおり、絶えず情報の分析、特に今転化時代でございます。別の意味では、即時情報が入ることになっております。あとで、殿井先生同様に詳しく聞かせていただきますが。少なくとも今度のこの議案に対しましては、そういう欠落条項に該当する、この業者が臆面もなく堂々と入札に参加しておる。これはもう許される行為でございませぬ。私の言うことは間違っておるんであったら、上部団体として和歌山県、いわゆる昔は町村課と言うたんでございますが、自治体を監督指導する機関がございませぬ。ここのきちっとした見解、今回の場合、これがかまわんのか、それだけは少なく

とも確認していただく必要がある。そうでなければ、議決機関の一員として、本問題の違法性のあることについては、絶対に容認できない質問者の一人でございます。

同時にもう1つ、これはもう、匿名の特定業にしぼって入札をやるんだという説明を一貫して受けました。しかし、その中に、こともあるも、その資格のない業者が指名されておる。これはもう端的に申し上げまして、明らかに行政のミスでございます。どんな弁明も通用いたさん、法に違反することは、そういう前提は許されんのでございます。そういう点についても明確なご返答をいただかなければならないと思います。

以下、公共工事とは何か、契約とは何か、そして入札適正法案とは何か。それに関係したその業者を、具体的に私は19日にも申し上げておりますとおり、資料はいただいておりますが、こんな資料ではございません。ちゃんと、収支比率はどうなっておるのか、資本金はどれだけあるのか、3つの条件があります。それを6社ごとに提示するのは、私が要求し、また議会に対する執行部の具体的な、言葉だけじゃなしに資料提供は、あんた方の責任がある、こういうふうを考えておる。まずそれをもって、先に問題点を指摘しておきまして、逐次具体的な問題にさして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。また、専門的なことは担当課の方から答えさせていただきたいと思います。

公共工事とは何かというご質問でございますけれども、これは、有田川の住民の方が、本当にこう、便利よく幸せに生きるために最低必要なことは公の金でやるのが公共工事だと思っております。

また、5,000万以上の契約については、議会の同意は要するという事は、これも承知をしております。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

お答えをいたします。

まず、今、公共工事についてのご説明がありましたが、それ以外に、国また地方公共団体がその費用をもってとります工事を公共工事というふうに認識をいたしております。

それから、適正化法でございますが、談合を防止のためにできたものと確信いたしております。

それから、営業を禁止された、いわゆる指名停止された場合の扱いでございますが、委員会といたしましても、当然、指名委員会の時点で確認できた場合は、指名はしておりません。

それから、今回の場合、先ほど副町長の方からお答えがありましたが、営業停止処分は

6月12日でございます。ちょうど入札もその日でございます。そして、我々が知り得たのは19日でございます。そういう状況の中で、当然、そういう情報があれば、議員ご指摘のとおり前もって町村課あたりに、当然確認すべき内容であったと心得ております。それは、その時点で、12日の時点でそれを確認できていなかったことについては、情報を確認すべきであったと、今反省をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

副町長、山崎博司君。

（「言葉だけじゃなしに資料出さなあかんで。資料を出せって言うとなんのやさけ」と前々議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

建設業法で言う一般建設業、あるいは特定建設業でございますが、これについては県知事の許可となっております。それで、今、資料ということでございますが、県知事の許可になって当方にはいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに答弁ございませんか。

——9番、前々利夫君。

○9番（前々利夫）

公共事業については、担当課長、たいへん的確にお答えになったんで、これで了承いたします。

次に、この場合一番問題になっているのは、特定建設業の場合です。これは3つの条件がございます、1から3のすべてに該当する必要があります。なお、許可申請者が財産的基礎を有しているかどうかについては、原則として申請直前の財務指標で判断されます。

1つ目は、欠損の額が資本金の20%を超えていないこと。

——わかりますか。的確にお答えくださいよ。資料出してくださいよ、すぐ、6社の。

それと、個人の場合、事業主損失プラス事業主借勘定引く事業主貸勘定——これは期首資本分の今先に申し上げたものでございます、これ掛ける100の20。すべての項目は、最近の貸借対照表を参照してください。

2つ目は、流動比率は75%以上であること。法人、個人ともに流動負債分の流動資産掛ける100の75。流動資産については、1年以内に現金化できる試算のこと。流動負債については、1年以内に返済期が到来する負債のこと。

3つ目には、資本金の額が2,000万円以上であること。かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

この3つを6社がすべてクリアできておるんかどうか。言葉だけの答弁じゃなしに、資料をすぐ出していただくように要請いたします。これ、何も今、無理申し上げている分ではございませんでして、19日の全協のとき、それはその場でなかなかできないようでご

ございましたので、きょうまでの猶予期間を与えているんでございますから、それはできんのだとは。そして、これは当然、毎年、入札業者については、お宅の町の入札工事に参加したいんだということを、恐らく私の記憶では、旧清水町の場合は3月1日から始めて3月15日ごろまでと申し込みの期限を決めて、それによってこの業者を町の指名業者にするかどうか決めていったと思うんです。当然、これは新町になっても一番先にやらなければならない。それと関連して、今申しあげました指名願を提出してきておる業者は、一般、特定を問わず、必ずその所定の手続きはとっておるはずです。私は、一般について今指摘する問題ではございませんが、特定について今申しあげました、くどいようですが、資料をすぐさま提示していただきたい。

それと、先ほども質問の中で申しあげたんでございますが、この適正評価の条件でございます。一定の欠格条件に該当しないこと、これは10項目あげられております。今度のケースの場合、営業禁止され、その禁止の期間が経過しないもの。これは19日にわからなんだと申しますが、殿井先生も申されましたとおり、この日さくとか日特、まあ大きな3社があるわけでございますが、3年前に大きな全国にわたる事件を起こしまして、目下、まだ公判中の部面もありまして、事件化してることは、これはもう火を見るより明らかであります。いやしくとも、自治体の全責任をもって入札に、その審査をするものにとっては、すべてそういう資料を整えておくのは当たり前のことですわ。この世の中、何が起こるか、「わしは知らなんだ」で通るような問題ではございません。それで済むのであれば、規制とか法律というのは必要でないんでございまして。わしは知らなんだんやさけ悪いことしたというんでは、法治国では済まされないはずです。そのへんについて、きちっとした対応を、今度の場合もやってきたんかどうか。19日まで知らなんだんじゃ、そんな答弁じゃ、到底住民も納得してくれまいし、また、住民から選ばれた私も議員としても。少なくとも、5,000万円以上の契約については同意するかしないかの決定権を持っております。そういう立場から、この点については、きちっと答弁を願っておかないと話が進みませんので、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

お答えします。

前議員さんの特定の許可業者ということなんですが、これは入札参加資格登録申請の中に特定業者であるという証明があるわけです。それによって判断しているわけです。

それから、資格審査の段階で指名停止を受けてるかどうかということですね。このことについては、国土防災、日特建設、ライト工業、この3社が既に指名停止になってると、こういうことで審査しております。

（「何てよ、どういうことよ。はっきり言うて。いっこもわからんよ、あんたの言うこと」と前議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

もう一度お答えします。

審査の段階で、それはわかってるのかどうかということだったと思うんですけど。

（「そんな、特定の許可持っておるだけじゃ、あかないしょ。その審査するのに当たっては、3つの条件をクリアしとるのかどうかということは、自治体もきっちり何せなんたら。これもう、国、県から決まってきたらさけってという問題じゃないやだ」と前〆議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

いやいや、それはね、入札参加資格登録ってあるんですよ。それに基づいて、そのときに、一般であるんか特定であるんかという許可証を……

（「そうやる、ほんで特定やさげやな、特定の3つの条件をクリアせな、当然参考としてそれを押さえておくのは当たり前やいしょ、そんなもん」と前〆議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

いや、そうやないですよ。資格の登録の申請にくるときにですね、すでに私たちはこの特定の業者でありますって……

（「そんなん、わからよ。そら、入れてもらいたいさけ、できるだけ有利な条件を持って。それを審査せなんたらやな、そんなもん、丸呑みにすんのやったらやな、何もかも言うたとおりの。そんな点を、審査する能力というのは何持ってんのよ、それ、そんなことで。」と前〆議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

いや、あのね、許可の区分の中には、特定と一般とがある……

（「そんな、さあ、それをつて言うたらあかん……」と前〆議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

それをね、その中で、特定であるか一般であるか区分するのに……

（「それはそうよ……」と前〆議員、呼ぶ）

○副町長（山崎博司）

それはそれだけの参加資格を見て判断すれば、うちが……

（「区分する材料にやな、その資料をきちっと整備したもんじゃなかったらあくか。そんな中途半端なことやりよるさけ、今度の入札でも、特定の資格がない、あれ調べてみなよ、特定らあるかよ。これ以上はもう名指しはせんけど、あの業者、これほんじゃ、今言うた3点を調べてみなよ。該当らするかよ、そんなもん」と前〆議員、呼ぶ）

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時24分

再開 14時27分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま審議中の日程第16、議案第68号を調査のため審議を中止したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、日程第16、議案第68号は、審議を中止することに決定しました。

…………… 日程第17 議案第69号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第17、議案第69号、平成20年度まちづくり交付金事業有田川町地域交流センター機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

もう難しいことは言いません。ただ、ひとつだけ聞かせてください。

この交流センターというのは大事なこともようわかっています。だから、この3月議会に入札してるのに、まだ本体がいつこもかかってないのに、やっぱり遺跡の問題もあって、ここまで遅れていると思いますけども、いつごろからかかれるのか。3月の手前に、僕、産建の委員長で産建の会の中で、なんで分離発注して、この建物だけ早くやるんなんっていうことで質問させてもらってたんですけども。そのときは、遺跡の関連であるんで。3月議会からもう今度は6月議会が過ぎようとしてるんですけども、もう多分そろそろかかる何やと思いますけども。いつごろかかれるのか。そやないとこれ、結局は一緒に入札した方がよかったん違うかなと思って。だいたいの目途だけを聞かせてください。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この場所についてはですね、重要な遺跡が出たということで、発掘の場所が非常に増えたということで遅れたと理解をしています。

（「はい、了解しました」と殿井議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

7月中には必ずかかれると思います。

○議長（橋爪弘典）

9番、前〆利夫君。

○9番（前々利夫）

殿井議員に関連して、ちょっと確認しておきたいと思います。

この6月の13日付け、県へ通達が来たのは6月16日付け、各市町村には恐らく6月19日付けで通達が来ておられると思うんですが、ご案内のとおり、物価が情け容赦なく上昇しております。それで、「単品スライド制を工事に適用せよ」という通達が、恐らくもう町の方へも入っておるはずでございます。

この場合の単品は何を指すかというたら、燃料費、それと鋼材——鉄材ですね、鉄鋼。これを請負金額の1%をオーバーする段階になったら、業者が自主的に報告してください。それについて、手当てを行います。ただし、県の方で確認したんですが、これはもう、国土交通省は別に支援するんじゃないしに、財政的支援は全部、地方自治体がやるという、今の段階ではそういう。「とてもやないけど、それでは」っていうことで、県も最終的な国交省の何を求めるようでございますけど。そういう通達が入っておるようでございます。この点については、十分ご配慮していただかなんたら、どうにもならない段階に来ておるんじゃないか。ご案内のとおり、どんどん、どんどん上昇しております。ただし、地方自治体にその財政的な責任を持たされるということになりましたら、これまた話にならないことになると思いますので。その点についての、ひとつ研鑽、研修を怠りなくやっておいていただきたいということを。一応、町長の見解を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前々さんの質問にお答えしたいと思います。

ちょっと通達の内容とかそういうのは聞いてないんやけど。今の物価の上昇、特に鉄材については、非常に何倍という上がりをしてますし、今もなお上がっていると聞いています。やっぱり、そういうことを今後考慮の対象として、いっぺん考えさせていただきたいなと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第18 議案第70号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第18、議案第70号、平成20年度まちづくり交付金事業有田川町地域交流センター電気設備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第19 議案第71号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第19、議案第71号、平成20年度公下第3号天満工区管渠布設工事第3工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

僕、これは喜ばしいことやと思うんで。

推進工法は、今までほとんどゼネコン、すべてがゼネコン。まあ長い線路なんかは、やっぱり地元業者が無理ということで、今回配慮して短い方へ、今まで入ってない地元業者を入れて、育成のためにやってもらうことは、たいへんこれは結構な方式やと思います。

また、なお今後、地元業者の繁栄のために、できるだけなら、難しいやつは、これはもう推進やから技術的なことがありますけれども、なるべく、極力免許の持った推進工法であれば、地元の方へ出してあげてくれたら、一番いいんじゃないかということだけです。

もう答弁はいりません。もし、したかったらしてください。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

別に何でもしたいというて、あがったんと違いますけど、せっかくですので。

できるだけ地元が発注したいという気持ちは、もう常に持っていて。その中で、やっぱり、推進とか難しいのは、議員ご承知のとおり、いろんな免許の種類とか規約があるんで、できるだけ町内業者もそれを取れるように、これからも指導して、できるだけ町内の工事には入っていただけるように配慮していきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 20 議案第 72 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 20、議案第 72 号、平成 20 年度公下第 8 号吉備第 4 幹線管渠布設工事第 2 工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 1 議案第 7 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 1、議案第 7 3 号、平成 2 0 年度公下第 9 号小島工区管渠布設工事第 4 工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 2 選挙第 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 2、選挙第 6 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

本件は、佐々木裕哲君の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴い、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、議長において指名推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に横畑龍彦君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました横畑龍彦君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、横畑龍彦君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました横畑龍彦君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第23 風力発電設置特別委員の辞任の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第23、風力発電設置特別委員の辞任の件を議題とします。

尾上武男君、中山進君から一身上の都合により風力発電設置特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

尾上武男君の風力発電設置特別委員の辞任について、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、尾上武男君の風力発電設置特別委員の辞任を許可することに決定しました。

お諮りします。

中山進君の風力発電設置特別委員の辞任について、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、中山進君の風力発電設置特別委員の辞任を許可することに決定しました。

…………… 日程第 2 4 風力発電設置特別委員の選任 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 4、風力発電設置特別委員の選任についてを議題とします。

風力発電設置特別委員会の定数は 13 名で、ただいま 2 名の欠員となっています。

お諮りします。

風力発電設置特別委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、5 番、東武史君、8 番、岡省吾君を指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、風力発電設置特別委員会の委員に 5 番、東武史君、8 番、岡省吾君を選任することに決定しました。

なお、正副委員長については、互選されました結果、委員長に 20 番、西弘義君、副委員長に 3 番、堀江眞智子君が選任されましたので、ご報告いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合によって、6 月 26 日まで 2 日間延長したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は 6 月 26 日まで 2 日間延長することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、次回の本会議は、6 月 26 日、木曜日、午前 9 時 30 分から開議します。

本日は、どうもご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

~~~~~

延会 14 時 43 分

